

# 学校いじめ防止基本方針



北海道恵庭北高等学校  
(令和7年10月改定)

## < 目次 >

<b>1 学校いじめ防止基本方針</b>	… P 1
<b>2 いじめの定義</b>	… P 1
<b>3 いじめに対する基本的な考え方</b>	… P 2
<b>4 いじめの構造・態様・動機・解消</b>	
(1) いじめの構造	… P 2
(2) いじめの態様	… P 2
(3) いじめの要因	… P 3
(4) いじめ解消の要件	… P 3
<b>5 いじめ防止の指導体制</b>	
(1) いじめ防止対策委員会の設置	… P 4
(2) 日常の指導体制	… P 6
(3) 緊急時の体制	… P 7
(4) いじめの防止	… P 8
<b>6 いじめの早期発見</b>	
(1) 教職員と生徒との信頼関係の構築	… P 9
(2) 定期的ないじめアンケート調査	… P 9
(3) 教育相談の実施	… P 9
(4) 情報の共有	… P 9
<b>7 いじめへの対応</b>	
(1) 初期段階の事実確認	… P 10
(2) 事実確認の留意点	… P 10
(3) 校内の指導・協力体制の確立・充実	… P 10
(4) 生徒への対応	… P 10
(5) 保護者への対応	… P 10
(6) 関係機関との連携	… P 11
(7) 校長による懲戒	… P 11
<b>8 インターネットによるいじめへの対応</b>	
(1) ネットいじめの定義	… P 11
(2) ネットいじめの態様	… P 12
(3) ネットいじめの防止	… P 12
(4) ネットいじめへの対処	… P 12
<b>9 重大事態への対応</b>	
(1) 重大事態とは	… P 13
(2) 重大事態時の学校の対応	… P 13
<b>別紙1 いじめのサインチェックリスト（学級担任等）</b>	… P 15
<b>別紙2 いじめアンケート</b>	… P 16

# 北海道恵庭北高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年(2014年)4月1日策定

令和4年(2022年)4月1日改定

令和6年(2024年)1月25日改定

令和7年(2025年)10月31日改定

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

文部科学省で実施している「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、いじめの認知件数は顕著に増加しており、また、「いじめの発見のきっかけ」について、「アンケート調査など学校の取組により発見」したもの等の割合が増加していることから、学校におけるいじめの実態把握の取組の充実が図られた結果と考えることができる。

本校におけるいじめ問題については、これまで本校独自で実施している「学校生活全般といじめに関するアンケート」によるいじめの早期発見・早期解消の取組や必要な情報の共有化、全校集会や生徒指導部通信での「教育長メッセージ」の公表による啓発活動の推進、「いじめ根絶！メッセージコンクール」の標語部門及びポスター部門への応募参加による意識付け等を組織的に実施してきた。

しかしながら、アンケートの結果において、本校におけるいじめの態様として「悪口や陰口を言われる」、「メール等による誹謗・中傷」、「無視される」等があげられ、このことで深く傷つき、悩んでいる生徒もいることから、本校として、いじめから一人でも多くの生徒を救い、生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を充実させる必要がある。

そのために、全校的な教育相談体制やいじめに対する指導体制の推進、保護者や地域との連携による安全・安心な教育活動の推進に努め、生徒の自己教育力を育てるとともに、生徒が自他の人格を尊重し、互いに協力し合える人間を育成することが大切である。

本校のすべての教育活動の中で、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・早期解消に取り組むとともに、いじめを認知した場合、適切かつ迅速に解決するための「北海道恵庭北高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能で

ある。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）」で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「被災生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 いじめに対する基本的な考え方

以下の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ・「いじめは決して許されない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題である」

### 4 いじめの構造・態様・要因・解消

#### (1) いじめの構造

- (ア) いじめる生徒（支配する生徒）
- (イ) いじめられる生徒（支配される生徒）
- (ウ) 観衆（はやし立てる生徒）
- (エ) 傍観者（見て見ぬふりをする生徒）

#### (2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因として
  - ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
  - ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
  - ③ ねたみや嫉妬感情
  - ④ 遊び感覚やふざけ意識
  - ⑤ 金銭などを得たいという意識
  - ⑥ 被害者となることへの回避感情 などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人 が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組 が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (4) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の

様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 いじめ防止の指導体制

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### ア 委員会の構成員

- (ア) 教頭
- (イ) 生徒指導部長
- (ウ) 教育相談担当者
- (エ) 総務部ネットワーク担当者
- (オ) 各学年主任
- (カ) 養護教諭
- (キ) 該当生徒担任
- (ク) その他の関係者（S C、学校評議員、医師、保護者の代表など）

#### イ 委員会の役割

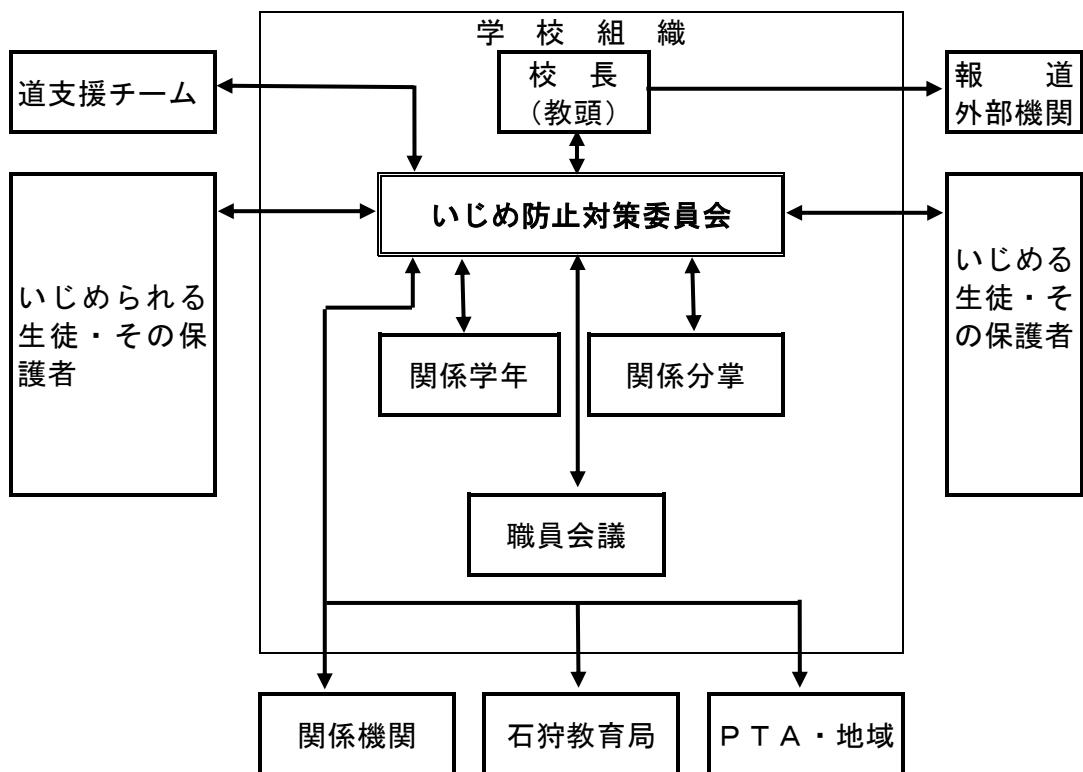
学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）の役割に次のことを位置づける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有
  - ・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
  - ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ

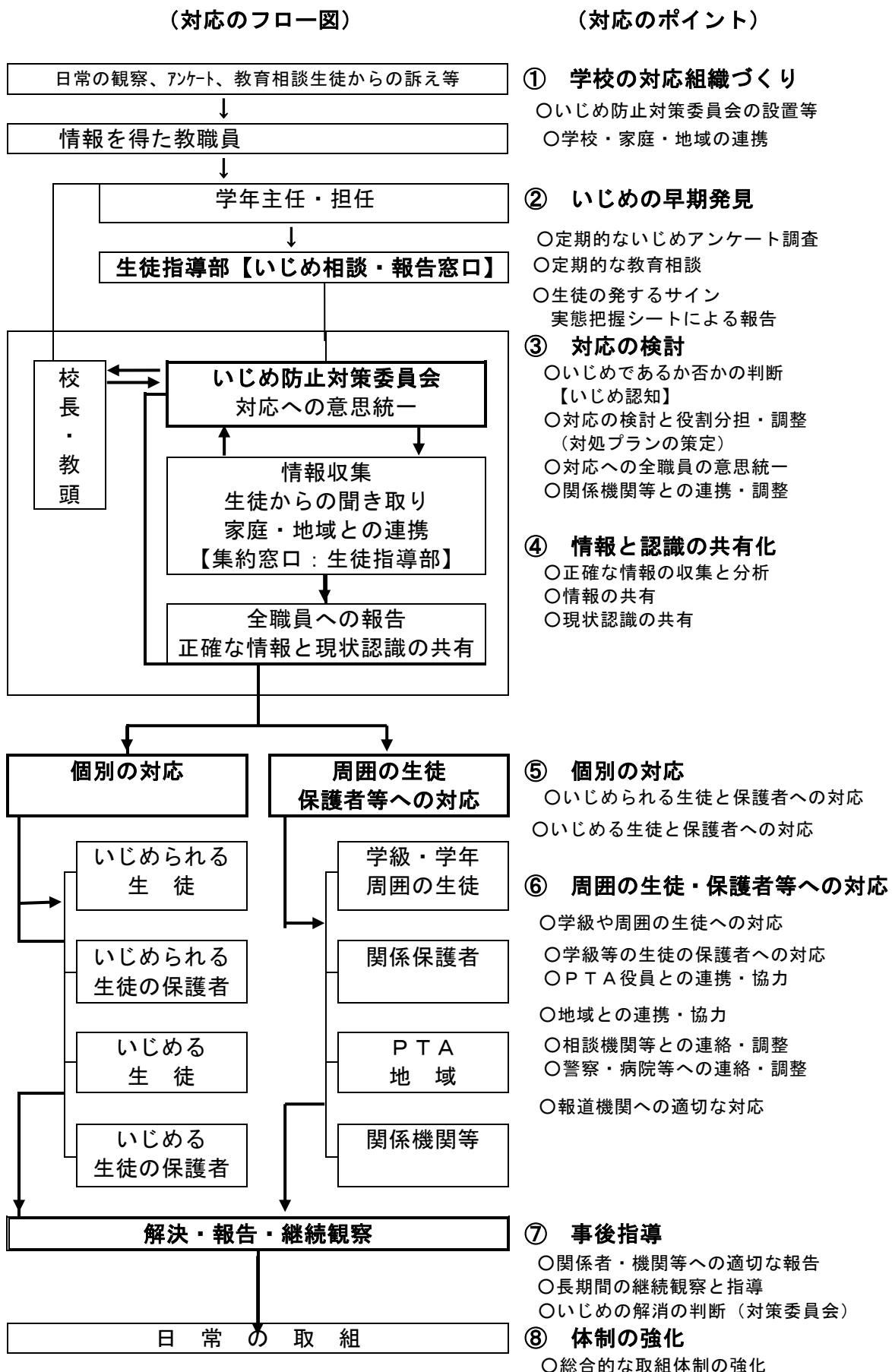
防止プログラム等)の作成・実行・検証・修正を行う役割

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム等)に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(アンケートや協議の場を設けるなど生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進める。)
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

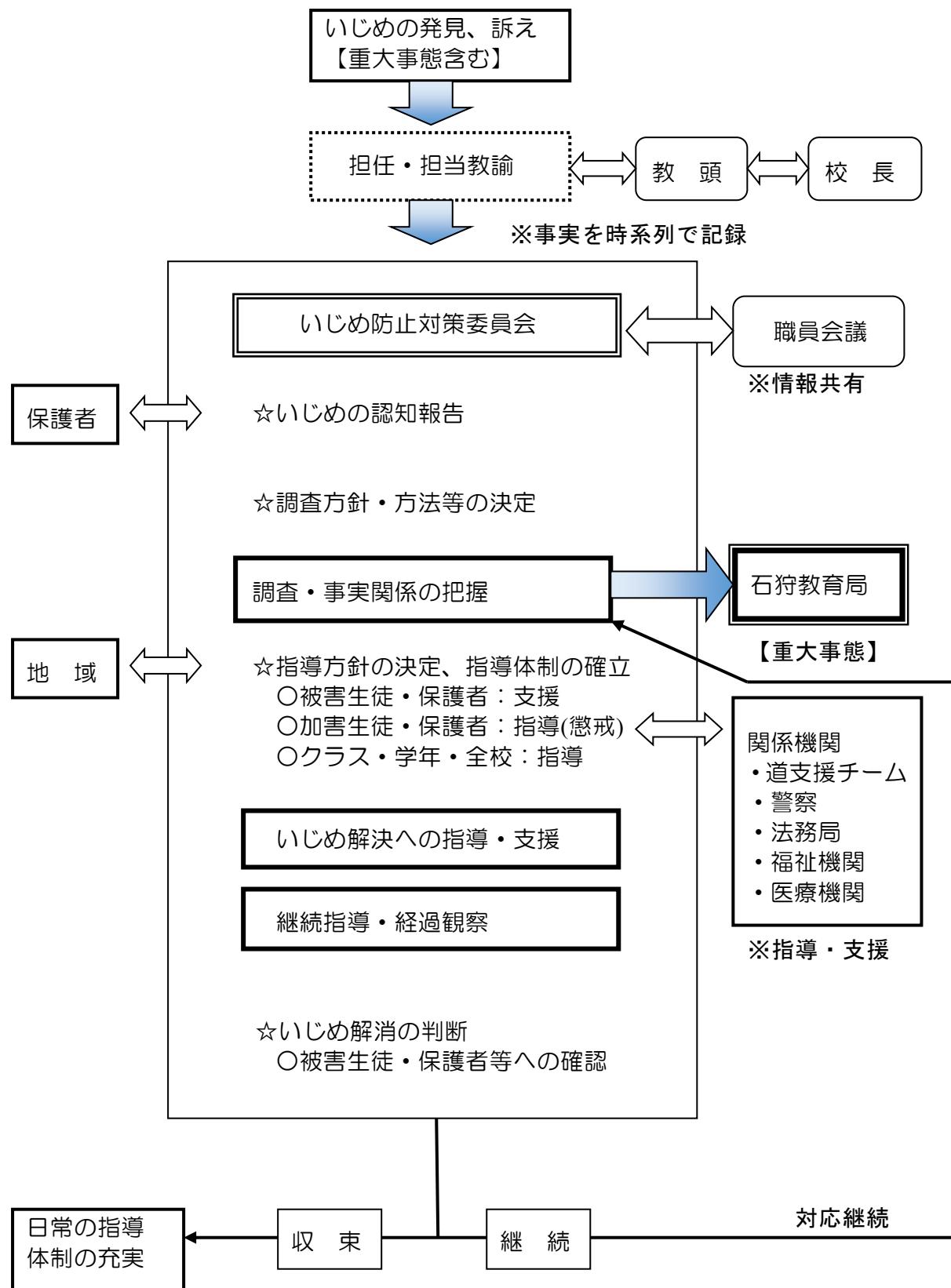
#### ウ 委員会の働き



## (2) 日常の指導体制



(3) 緊急時の体制



#### (4) いじめの防止

いじめ根絶のためには、いじめが起きてから対応するのではなく、いじめそのものが起きない学校をつくることが重要である。そのためには、本校の教育活動全体を通じて、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動を充実させていく必要がある。

##### ア 教育活動における取組

###### (ア) 教育相談体制の充実

- a 生徒と教員の信頼関係づくり、気軽に相談できる雰囲気づくり
- b 計画的な個人面談の実施
- c 訪問しやすい相談室等の環境づくり
- d 担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問との連携
- e 校内外研修会を活用した相談活動及び相談技術の充実
- f 生徒の支援についてのスクールカウンセラーとの連携
- g 事例研修、理論研修などを通した教職員一人一人の資質の向上

###### (イ) 教員と学級経営

- a 生徒と担任の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- b 生徒が自分の居場所を実感できる学級づくり
- c どの生徒にも公平及び平等に接する姿勢
- d 学級の団結力を高める行事等への取組の重視
- e 学業指導の充実（授業規律、授業改善、公開授業の実施）
- f 学校行事等を通じてより良い人間関係を構築する取組
- g

###### (ウ) 生徒を生かす教育活動

- a 授業における個人学習、グループ学習など学習形態の工夫
- b 生命、命の大切さを学ぶ機会の充実
- c ロールプレイ、グループエンカウンター（SST含む）等を活用した社会性の育成
- d 自然・勤労生産・交流体験活動等による社会性や規範意識の醸成
- e 「情報モラル」を身に付けさせる指導の充実
- f 関係機関と連携した、人権に関する教育の充実
- g 人間関係構築に関するアセスメントツールの活用

##### イ 生徒会活動及び部活動における取組

###### (ア) 生徒会活動

- a 自らの力で問題を解決していく実践力の育成
- b 生徒から生徒への「いじめ防止」の呼びかけ
- c 標語や宣誓文、ポスターなどの作成によるいじめをなくす取組の推進
- d 生徒会行事に生徒が参加しているという自覚と責任ある行動の育成

###### (イ) 部活動

- a 集団づくりと主体的な活動の実践
- b 人間形成の場としての活動の位置付け
- c 保護者や担任との連携を密にした相談体制づくり
- d 活動中及びその前後における生徒の様子を把握する工夫

###### (ウ) 保護者及び地域との連携

- a 本校の学校いじめ防止基本方針の周知・理解を深める取組
- b P T A 研修会等を利用したいじめ防止に向けた話題の提供
- c 個別懇談や家庭訪問等を利用した生徒の様子についての情報提供
- d 生徒の校外生活の様子についての情報交換
- e 地域が主催する諸行事への積極的な参加

## ウ 校内研修

- ・いじめの理解や学校いじめ防止基本方針の理解に関する研修
- ・いじめの防止や事案対処に関する資質能力の向上に向けた研修
- ・スクールカウンセラーや警察等と連携した研修

## 6 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、生徒の不安や悩みを急速に受け止め、安心させることができるとともに、事態が軽微なうちに問題解決に向け、適切かつ迅速に対応することができる点で重要である。

そのために、日ごろから教職員は生徒との触れ合いの時間を多くし、信頼関係を築くとともに、定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。

### (1) 教職員と生徒との信頼関係の構築

生徒の発する言動等の変化を、いち早く把握することが、いじめの早期発見で重要なとなる。教職員は、生徒との触れ合いを大切にし、生徒が心を開く関係を築くとともに、「いじめのサインチェックリスト」（別紙1）をもとに日常的な観察を行い、生徒が発するサインを見逃さないようにする必要がある。

生徒のサインを発見したら、直接、その生徒から話を聞くなどして、慎重に事実確認を行うとともに、迅速に対応することが大切である。

### (2) 定期的ないじめアンケート調査

いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を行うために全校的な「いじめアンケート調査」を実施する。

アンケートは、5月、10月、2月の年3回とし記名式で実施する。アンケートの項目は、別紙2のとおりとし、担任（副担任）がクラスの集計を行う。その結果から生徒指導部担当者は、全学年の集計を行い、いじめ防止対策委員会に報告する。

いじめ防止対策委員会は、全学年の集計結果を教職員に報告するとともに、いじめ防止のための取組を行う。

### (3) 教育相談の実施

教職員による定期的な教育相談を実施する。実施時期は、「いじめアンケート調査」の結果集約後の年2回とする。まず、担任（副担任）による教育相談を行う。いじめ問題に悩む生徒がいた場合、教育相談部担当者がコーディネーターとしてさらに相談を行い、相談結果をいじめ防止対策委員会に報告する。コーディネーターは、スクールカウンセラーなど専門の相談員との連絡・調整の窓口となる。

### (4) 情報の共有

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、平素から対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図ることが大切である。

教育相談や生徒からの聞き取りなどにより得られたいじめの情報は、直ちに教頭、校長に報告する。

校長は、状況に応じていじめ防止対策委員会を招集するなどして、正確な情報の収集を行うとともに、情報を整理し全職員に伝え、情報の共有化を図る。

職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、当該生徒の進級・進学や転学の際の引継については、いじめ防止対策委員会と学年及び担任との連携を十分に図る。

## 7 いじめへの対応

### (1) 初期段階の事実確認

- ア 「何があったのか。なぜ、起きたのか。」を明確にする。
- イ 生徒の心に配慮し、じっくりと丁寧に聞き取り、真意を明確にする。
- ウ 周囲の生徒、保護者等からも情報を収集し、聞き取り内容の整合性を図る。
- エ 聴き取りの内容についてはいじめ実態把握シートにまとめるとともに、聞き取りの際の記録（メモを含む）を保管しておく。

### (2) 事実確認の留意点

- ア 聴き取りにおいては共感的な姿勢を基本とする。
- イ 該当する生徒が複数の場合は、複数の教員で同時に事実確認を行う。

### (3) 校内の指導・協力体制の確立・充実

- ア 事実確認の情報をもとに、学校として組織的な対応をする。
- イ 対応の方針や役割分担を共通理解する。
- ウ いじめ防止対策委員会において対処プランを策定し、確実に実行する。

### (4) 生徒への対応

#### ア いじめられる生徒

- (ア) 生徒の安全を確保し、生徒が安心して相談できる場を設定する。
- (イ) 生徒と信頼関係ができている教員が中心となって対応する。
- (ウ) 生徒の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- (エ) いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- (オ) スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

#### イ いじめる生徒

- (ア) 生徒が落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- (イ) 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。
- (ウ) 相手の人格や人権を尊重することの大切さを気付かせる。
- (エ) 自ら相手に謝罪する場を設定し、人間関係の修復に努める。
- (オ) 所属意識や自己有用感が高まるよう校内外の行動方法について指導する。
- (カ) 生徒の成長支援の観点を踏まえ、教育上必要がある場合は懲戒を加える。

#### ウ 周囲の生徒

- (ア) 周囲の生徒から見た正確な情報の収集を行う。
- (イ) はやし立てたり見て見ぬ振りの行為は、いじめと同じことを理解させる。
- (ウ) 「いじめは決して許されない」ことを、毅然とした姿勢で指導する。
- (エ) いじめられる生徒を、集団として支える体制づくりを進める。
- (オ) 再発防止の観点から、状況に応じて学年集会や全校集会を行う。

### (5) 保護者への対応

#### ア いじめられる生徒の保護者

- (ア) 家庭訪問を行い、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭での協力をお願いする。
- (イ) いじめる生徒や周囲の生徒にどのような指導をしたかを伝え、今後の指導の方針と解決への見通しを伝える。
- (ウ) 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

- (イ) 生徒や保護者の意向を尊重し、最終的に相手側と話し合う場を設定する。
- (オ) いじめが収まても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝える。

#### イ いじめる生徒の保護者

- (ア) 家庭訪問又は来校してもらい、直接いじめの事実を正確に伝える。
- (イ) 教員側が一方的に話すことのないよう配慮し、いじめられる生徒の苦しみや辛さを理解してもらう。
- (ウ) いじめに至った要因や背景について親子で話し合ってもらうようにする。
- (エ) 生徒とともに保護者が問題解決していくように働きかける。
- (オ) 相手側に対して誠意ある態度や行動を示すよう働きかける。

#### ウ 周囲の生徒の保護者

- (ア) 事実に基づく適切な情報提供を行い、誤解や動搖が広がらないよう、各家庭からの協力をお願ひする。
- (イ) 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ解決に向けて、話し合ってもらうようお願ひする。
- (ウ) 状況に応じて緊急の保護者会を開くなどして、保護者全体への対応を行う。
- (エ) 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

#### (6) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、更なる事態の悪化を防ぐために各関係機関と連携していくことが重要である。

##### ア 石狩教育局との連携

- (ア) 事実関係を迅速に報告し、関係生徒への支援及び指導、保護者への対応について協議する。
- (イ) 他の関係機関と連携する際、必要に応じて協議する。

##### イ 警察との連携

- (ア) いじめがエスカレートし、心身や財産に重大な被害が疑われる場合。
- (イ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの可能性が予測される場合。

#### ウ 医療機関との連携

- (ア) いじめ発生後、長期間にわたり登校できなくなっている場合。
- (イ) 極度の精神的ダメージを受けた場合。

#### エ その他の機関との連携

- (ア) 生徒や保護者への支援が必要と判断した場合。

#### (7) 校長による懲戒

校長は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるものとする。

## 8 インターネットによるいじめへの対応

#### (1) ネットいじめの定義

スマートフォンやパソコンなど各種メディア機能を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の生徒の悪口や誹謗・中傷、個人情報を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

## (2) ネットいじめの態様

### ア SNS使用によるいじめ

- (ア) 揭示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込みや仲間外し
- (イ) 揭示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
- (ウ) 特定の生徒になりすましてインターネット上の活動
- (エ) 複数のSNSや投稿サイトのリンクによる情報の公開

### イ メールでのいじめ

- (ア) 特定の生徒に対しての誹謗・中傷や仲間外し
- (イ) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信
- (ウ) 「なりすましメール」での誹謗・中傷

### ウ 画像や動画を用いたいじめ

- (ア) いじめの様子を撮影した画像や動画の投稿
- (イ) 画像や動画の無断掲載

## (3) ネットいじめの防止

### ア 情報モラル教育の充実

- (ア) 教科「情報」等における情報モラル教育の充実

### イ 指導のための校内体制の充実

- (ア) 外部専門講師を招へいした情報モラルに関する教員の指導力向上研修の実施
- (イ) ネットパトロールに関する石狩教育局主催の研修会への積極的参加
- (ウ) 教員による学校裏サイトやプロフィールサイトやブログ等のネットパトロールの実施

### ウ 生徒への啓発活動

- (ア) 外部講師を招へいしたネットいじめに関する講演会の実施

### エ 生徒会と教員の協力体制

- (ア) 問題となる書き込みや嫌がらせを受けた生徒が気楽に報告・相談できる場所の設定（相談目安箱の設置）

### オ 保護者への啓発活動

- (ア) 家庭での携帯電話利用に関するルールづくり、フィルタリングの設定
- (イ) 家庭でのパソコンの管理徹底
- (ウ) 本校における携帯電話等の使用指導方針の提示

## (4) ネットいじめへの対処

### ア 被害生徒への対処

- (ア) 誹謗・中傷等、書き込み内容等の事実の確認と保存を指示する。
- (イ) きめ細やかなケアを行い、いじめられる生徒を守り通すことが重要である。

### イ 加害生徒への対処

- (ア) 起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切に対処する。
- (イ) 十分な配慮のもとで、粘り強い指導をする必要がある。

### ウ 関係している学年及び全校生徒への対処

- (ア) 個人情報保護など十分な配慮のもとで、学年集会及び全校集会において生徒への指導を行う。

## エ 保護者への対処

(ア) 迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対処する。

## オ 書き込みのサイトへの削除依頼

(ア) サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。

(イ) 削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

## カ 法務局・警察との連携

(ア) 削除依頼をしても削除されない場合、法務局や警察に相談し、対処法を検討する。

## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるときです。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

### (2) 重大事態時の学校の対応

ア 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、石狩教育局を通じて北海道教育委員会へ報告する。

イ いじめ防止対策委員会は、事実関係を明確にするため石狩教育局と連携し、速やかにかつ適切な方法により調査を行う。この際、いじめられる生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

ウ いじめられる生徒からの聞き取りが可能な場合、十分な聞き取りを行うとともに他の生徒や教員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

エ いじめられる生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者に今後の調査方法を説明し、調査に着手する。

オ 調査による事実関係の確認のもと、いじめる生徒への指導を行う。

カ 調査結果について、いじめられる生徒やその保護者に説明をする。

キ 調査結果を石狩教育局に報告する。

ク いじめ防止対策委員会は、調査結果を踏まえ、石狩教育局と連携し必要な措置を行う。

## 附 則

1 この「いじめ防止基本方針」は、平成26年4月1日から施行する。

令和 4年4月1日改定

令和 6年1月25日改定

令和 7年10月31日改定

2 「取組評価アンケート」の結果から、「いじめ防止基本方針」の内容等に改正が必要な場合は、いじめ防止対策委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する。

## 別紙1

いじめのサインチェックリスト（学級担任等）

〔 年 組〕 〔 月 日～ 月 日〕 記入者〔 〕

場面	チ ェ ッ ク 項 目	該 当 生 徒 名
登 校 時	1 登校時間が遅れがちである。	
	2 表情が暗く、挨拶の声が小さい。	
	3 制服が汚れていたり破れたりしている。	
健康 観察	4 欠席が続いている。	
	5 腹痛や頭痛が続いている。	
	6 話しかけても目を合わせない。	
授 業 中	7 おどおどした様子が見られる。	
	8 発表で笑われたり、からかわれたりしている。	
	9 班やグループになるとき孤立している。	
	10 提出物や学習用具を続けて忘れる。	
	11 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休 み 時 間	12 笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13 呼び捨てやあだ名で呼ばれていることが多い。	
	14 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15 人目の付かない場所にいくことが多い。	
部 活	16 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	17 準備や後片付けを押しつけられることが多い。	
下 校	18 下校時刻になんでも学校に残ろうとする。	
	19 一人で帰ることが多い。	
そ の 他	20 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	21 上靴など物がなくなることがある。	
	22 欠席の日に翌日の授業について知らせてくれる友達が少ない。	
	23 ホームルーム日誌に嫌なことをよく書かれる。	
	24 成績や学習意欲の急激な低下が見られる。	
○ これまでの経緯や今後の方針		

## 別紙2 いじめアンケート

1 あなたは、今年度の4月から今日まで、2のア～クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。

どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は（ ）にどんなことをされたか、具体的に書いてください。

ア 冷やかしやからかい、悪口をいわれる

イ 仲間はずれや無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする

オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする

キ メールや無料通話アプリ（SNS等）で悪口を書かれたり、

仲間はずれにされたりする

ク その他（ ）

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。

あなたは、2のことでのことで、今も嫌な思いをしていますか。

ア している イ していない

4 あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は（ ）に相談する人を具体的に書いてください。

ア 学校の先生 イ スクールカウンセラー ウ 友人 エ 家族

オ 電話相談 カ メールやSNSの相談窓口 キ だれにも相談しない

ク その他（ ）

5 あなたは、今年度の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある イ ない

6 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。

ア 知っている イ 知らない

7 あなたは、2に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。

ア そう思う イ そう思わない ウ よく分からない

8 あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容（学校がいじめを防止するために行っている取組）を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない

自由記載欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

※SNS上のトラブルや家庭の悩みなど